

2004年5月31日

外務省 在外公館課 片岡 様

日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）

浅尾 大輔

いつもお世話になります。

いま、在外公館の現地採用職員の雇用と勤務条件について調べています。

先日、電話で問い合わせた件（5月28日）について、以下の通り、ファクスで再度お尋ねいたします。こちらも知識がなく、不躰な質問になるかもしれませんが、ご了承願います。

在外公館の現地採用職員（日本人の場合）の雇用と勤務条件について

- ① 職員の法的地位・身分保障について教えてください。
（国公法、外務公務員法、ウィーン条約など根拠となる条文を教えてください）

片岡さんの話では、一応の内部規定（給与規定）があるとのことなので、資料を拝見させて下さい。

- ② 外務省組織規則によると、現地職員管理官が「勤務条件に関する事務をつかさどる」（5条）とあるので、各国の管理官の裁量で、勤務条件に違いがでるのではないかと思います。実態はどうでしょうか？ いくつかの国の例を教えてくださいと幸いです。
- ③ 各種保険（失業、健康など）、扶養手当、退職金、交通費の支給は、あるのでしょうか？（97年以降の採用者には、退職金や厚生年金が出ないと聞いておりますが…）

とりあえず以上です。

問い合わせは、国公労連（3502）-6363 浅尾 までお願いします。

平成16年6月22日

日本国家公務員労働組合連合会
浅尾様
FAX:03-3502-6362

外務省大臣官房在外公館課
片岡
FAX:03-5501-8116
本紙を含め2枚

5月31日付貴FAXにて御照会のありました件につき御連絡申し上げます。

1. 現地職員の法的地位・身分保障

在外公館の現地職員は、国家公務員法第2条第7項及び外務公務員法第25条第2項に基づき、在外公館の長が外務大臣の許可を得て採用しています。現地職員は一般職、特別職のいずれの国家公務員にも該当せず国家公務員法の適用を受けません（国家公務員法第2条第4項及び第5項）。採用の具体的な手続きは現地職員給与規程（昭和35年外務省訓令第10号）第3条に規定されています。

また、国際法上は、現地職員は、大使館の場合、外交関係に関するウィーン条約第1条（f）の「事務及び技術職員」又は同条（g）の「役務職員」、総領事館の場合は、領事関係に関するウィーン条約第1条1（e）の「事務技術職員」または同条1（f）の「役務職員」であって、接受国の国民である者、又は接受国内に通常居住している者に該当します。

なお、現地職員給与規程は当省の内部規定であり、これを公表することは今後の現地職員管理に支障をきたすおそれがありますので、提示は御容赦願います。

2. 現地職員管理官の職務

外務省組織規則第5条第3項に規定されている「現地職員管理官」は、外務省大臣官房在外公館課に1名置かれている者を指しており、各在外公館において在外公館長が現地職員管理のために館員のうちから指名することとしている「現地職員管理官」とは異なります。

現地職員の勤務条件については、各国により労働関係法令や労働慣行等が異なるところ、可能な限り現地の労働法令に準拠した勤務条件となるように努めていることから、各国で相違が生じるものであり、各在外公館の現地職員管理官の裁量で相違が生じているものではありません。具体的な勤務条件等は各在外公館で作成した現地職員服務要領に定められており、外務大臣の許可を得て適用しています。

3. 各種保険について

各種保険、諸手当等については、任国の法令によって加入または支給を義務付けられたものについて加入または支給するよう配慮しております。

退職手当については、任国の法令で義務付けられていない場合には、平成9年8月以降の新規採用職員から支給を行わないこととしています。

以上、回答とさせていただきます。